

今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会

「中間のまとめ」

～これまでの検討状況と今後の展開の方向性～

【構成】

1	検討会の設置	2
2	本検討会において共同で検討を行う事項の選定	2
3	これまでの検討状況と今後の展開の方向性	
	■東京 2020 大会を契機に、 区市町村と都がこれまで以上に連携して推進を図るべき資源循環施策	
	1 東京 2020 大会を見据えた、 (1) リユースカップなどイベントでの持続可能な資源利用のための仕組みづくり	5
	(2) 街の美化対策及び公共空間におけるごみ箱の統一ラベルや分別ルールづくり	6
	2 資源を無駄にしない（資源を大切に利用していく）取組	
	(1) 事業系廃棄物のリサイクル（3R）ルールづくり	8
	(2) 更なるリサイクルが可能な資源を廃棄物にしない取組	9
	3 食べ物を無駄にしない・処理時の環境負荷を軽減する取組（食品ロス対策等）	10
	4 使い捨て型ライフスタイルの見直し（レジ袋対策等）	12
	5 今後、課題認識・問題認識の共有化を図っていく必要がある事項	13
	■区部における埋立処分量の更なる削減	14
	●参考資料	
	1 東京都からの提案（資源循環施策の今後の展開に向けた検討について）	
	2 今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会について（会則）	
	3 検討経過	

今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会

平成28（2016）年3月

1 検討会の設置

「今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会」(以下、「検討会」という。)は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京2020大会」という。)を契機に、区市町村と都がこれまで以上に連携して推進を図るべき資源循環施策に係る具体的な方策について、区市町村と都が共同で検討し実施することを目的としている。

当面の検討事項として、次に掲げる事項の具体的取組案の検討を行うこととした。

<当面の検討事項>

東京2020大会を契機に、区市町村と都がこれまで以上に連携して推進を図るべき資源循環施策

- ① 効果的な資源有効利用や廃棄物発生抑制の更なる促進について
- ② 業務用ビル等から排出される事業系廃棄物(事業系一般廃棄物及び産業廃棄物)のリサイクルの推進について
- ③ 区部における埋立処分量の更なる削減について
- ④ その他必要な事項

<検討の方法等>

23区、多摩地域、島しょ地域及び都の代表からなる検討会を設置し、情報共有を図りつつ 具体的取組案を作成していく。

検討会は関係部長をもって組織し、取組事項を検討するため課長級ワーキンググループを設置する。また、検討会及び課長級ワーキンググループでの検討事項を整理し各会議の資料を作成するため、事務局を設置する。事務局は、特別区清掃リサイクル主管課長会、東京都市町村清掃協議会幹事会及び東京都環境局資源循環推進部の三者で分担する。

なお、「③区部における埋立処分量の更なる削減について」は、23区と都で検討する。

<検討スケジュール>

平成27(2015)年度中に第1回目の中間とりまとめを行う。合意が得られた事項については、順次、外部の関係者と協議しながら取組を進めていく。

2 本検討会において共同で検討を行う事項の選定

(1) 「区市町村と都がこれまで以上に連携して推進を図るべき資源循環施策」 (共同検討項目) 案の検討

上記1の「当面の検討事項」の具体を検討するため、区市町村及び都の相互で、提案を出し合うこととした。

提案調査は平成27(2015)年2月下旬から3月中旬にかけて実施し、上記1に記載した「当面の検討事項」に関する具体的検討事項案として、「23区内」、「多摩地域内」、「島しょ地域」又は「東京都全域」で、①ほとんど着手していない(できていない)事項、②改善の余地がある、取組強化が必要な事項、③広域的な取組を行うことが効果的な事項、④協働して国に制度改善等の要望を行うことが必要な事項などについての提案を出し合った

※新たな施策の実現のためには、人的措置や予算的措置、法制度との関連など、調整が必要な事項もでてくることがあり、施策化にあたってはそうした要素の検討を十分に行う必要があるが、今回の提案においては、「これからの東京の資源循環」を考えたときに必要と考える施策の提案を幅広く提案しあうこととした。30自治体から53提案が寄せられた。

検討会メンバーからは、本検討会で新たな取組を開始していくことへの期待が寄せられるとともに、都内区市町村等から寄せられた提案全てを本検討会で検討することは困難であるとの観点から、共同で検討を行う項目案についての更なる精査が必要との意見があった。

このため、次のような観点を踏まえて、本検討会での共同検討項目の選定を行うこととした。

＜検討事項選定の考え方＞

東京 2020 大会を契機に、区市町村と都が、共同・連携・統一的去って行くことが効果的なもの

- ①世界的に対応が求められている課題
- ②東京での資源消費量・廃棄物発生量が大きいもの
- ③東京 2020 大会とのかかわりが深いもの
- ④区市町村側での関心の高い事項

※提案の概要は次のとおり。このなかから上位5つを選定することとした。

- ①資源リサイクル関連(17)、②食品系(資源ロス・廃棄物処理等)関連(12)、③分別表示・デザインなどイベントや公共空間対応(ごみ箱対策を含む)関連(7)、④事業系プラスチック・弁当がら関連(5)、⑤レジ袋(5)、⑥その他(資源持ち去り対策(2)、車両対策(1)、災害がれき対策(1)、推進員の活性化(1)、多摩地域PR(1)、広域処理(3))
- ⑤「当面の検討事項②業務用ビル等から排出される事業系廃棄物(事業系一般廃棄物及び産業廃棄物)のリサイクルの推進について」に関連するもの
- ⑥地域特有の課題に関することではない事項・既に個別検討が進められているものではない事項

(2) 「区市町村と都がこれまで以上に連携して推進を図るべき資源循環施策」 (共同検討項目) の事項選定

上記2(1)の結果を踏まえ、次の事項(「5つの検討事項」と「区部における埋立処分量の更なる削減」)を、本検討会における共同検討項目として選定し、具体的取組案を検討していくこととした。

＜本検討会で共同で検討を行う項目(選定)＞

■東京 2020 大会を契機に、

区市町村と都がこれまで以上に連携して推進を図るべき資源循環施策

- 1 東京 2020 大会を見据えた、
 - (1)リユースカップなどイベントでの持続可能な資源利用のための仕組みづくり
 - (2)街の美化対策及び公共空間におけるごみ箱の統一ラベルや分別ルールづくり
- 2 資源を無駄にしない(資源を大切に利用していく)取組
 - (1)事業系廃棄物のリサイクル(3R)ルールづくり
 - (2)更なるリサイクルが可能な資源を廃棄物にしない取組
- 3 食べ物を無駄にしない・処理時の環境負荷を軽減する取組(食品ロス対策等)
- 4 使い捨て型ライフスタイルの見直し(レジ袋対策等)
- 5 今後、課題認識・問題認識の共有化を図っていく必要がある事項

■区部における埋立処分量の更なる削減

次の事項について、23 区、東京二十三区清掃一部事務組合(以下、「23 区清掃一組」という。)及び都が連携して、取組の具体化に向けた検討を行う。

- 1) 収集段階でのごみ減量・資源化に関するもの
- 2) 中間処理段階における埋立処分量削減に関するもの
- 3) 最終処分場の大幅な延命化のための仕組みの検討

3 これまでの検討状況と今後の展開の方向性

共同検討項目毎の取組内容案と今後の展開の方向性について、区市町村等及び都等がそれぞれ提案を出し合い、検討を行った。

合意が得られた事項については区市町村と都による共同キャンペーン等の取組を開始していくとともに、更なる検討が必要な事項については、来年度も引き続き検討会で検討を進めていくこととした(個別に詳細検討が必要な項目については、別途、課長級ワーキンググループの下に「検討ワーキンググループ」を設置し検討を進めていく。)

なお、平成 29(2017)年度以降の検討会の運営については、平成 28(2016)年度末時点での検討状況を踏まえて別途検討する。

■東京 2020 大会を契機に、区市町村と都がこれまで以上に連携して推進を図るべき資源循環施策

1 東京 2020 大会を見据えた、 (1)リユースカップなどイベントでの持続可能な資源利用のための仕組みづくり

<目指す方向性・考え方>

都内での大規模イベント等における「持続可能な資源利用」にむけた仕組みづくりを進め、都及び区市町村が主催・後援等を行うイベントで活用していくなどして「東京 2020 大会開催に伴うレガシー」のひとつとしていくことを目指す。

<これまでの検討状況>

① イベントでのリユースカップ等の促進を図るためのガイドラインづくりに向けた検討

イベント等での持続可能な資源利用を進めるガイドラインづくりを進めていくこととし、ガイドラインの内容に盛り込む必要がある事項や留意が必要な点について検討を行った。

<意見・提案のあった事項の例>

- ・マイボトルや、リ・リパック(トレーにフィルムを張り、使用後のフィルムをはがすことにより洗浄が不要となるもの)の利用も検討するのはどうか。
- ・洗浄・乾燥・保管等に関する衛生面での注意事項(保健所との調整や出店時のチェック項目等)についての記載も必要
- ・運営方法の工夫や出店者等に過度な負担のない手法の検討
- ・市民と協働した分別ルール指導人材の育成
- ・ガイドラインの適用範囲の検討(ガイドラインを適用するイベントの大きさ等)
- ・他都市の事例の更なる勉強 など

② 先進事例等に関する勉強会等を実施

リユースカップの利用事例等について都内自治体での先行事例を共有するとともに、環境NGOが進める京都市内の祇園祭における事例についての勉強会を実施した。

<今後の展開の方向性(来年度以降の取組の方向性)>

① 検討ワーキンググループの立上げ ~ガイドライン(案)の検討と試行的実施

ガイドライン(案)を検討するためのワーキンググループを課長級ワーキンググループの下に別途立ち上げ、他県市で取り組まれているイベントでのごみ減量・省資源の取組等について更なる情報収集・整理を行い、それを参照しながら、ガイドライン(案)を検討・作成する。検討にあたっては、イベント時での対応に留まらない使い捨て型ライフスタイルの見直しなどの長期的な視点及びマイボトル等を含む「持続可能な資源利用」を進める観点を踏まえて行う。

イベントごみ対策に関心の高いNGO等が取り組む大規模イベントでの試行の成果や意見交換結果等を踏まえて、ガイドライン(案)の見直しを行う(ガイドライン(ver.1)の作成)。

② ガイドラインを活用したイベントの開催等

実施可能な自治体から、それぞれが可能な範囲で、自らが主催または後援するイベント等でガイドライン(ver.1)を活用していくとともに、域内で実施される各種イベントにも採用を呼びかけていく。また、当該ガイドラインの活用について、自治体が策定する計画への反映も行っていく。

ガイドライン(ver.1)については、順次見直しを行い、バージョンを更新していく。

1 東京 2020 大会を見据えた、 (2)街の美化対策及び公共空間におけるごみ箱の統一ラベルや分別ルールづくり

<目指す方向性・考え方>

東京を訪れる観光客にもわかりやすい、公共空間における東京の資源・廃棄物管理のルール・マナーを再構築し、「清潔できれいな都市・東京」を世界に発信していく。

<これまでの検討状況>

① 「街の美化」対策に取り組む意義の確認

路上等へのポイ捨てや人の目が届きにくいところへの不法投棄が課題となっているが、東京 2020 大会の開催にむけて観光客等も増加してくることが想定されるため、まちづくりの観点からも更なる美化活動に取り組む意義を共有した。

<意見・提案のあった事項の例>

- ・ごみが捨てられないような工夫(花壇やプランターの設置等)
- ・首都圏のテーマパークにあるような清掃隊によるパフォーマンス
- ・まちづくりの一環として、主要繁華街での新たなスタイルによる公共空間の美化対策の検討
- ・街の美化活動は、「将来、海ごみになる可能性のあるごみ」の「発生抑制」にもつながることへの認識共有・取組意義等の情報発信
- ・地域住民やボランティアとの連携、若年層からの環境教育の推進
- ・ごみの持ち帰りを推奨しているなかでの、観光客等に対するごみの出し方についての周知強化、来街者が混乱しないように都内での統一的方向性の共有と運用の必要性 等

② 公衆用ごみ容器の状況に関する情報共有

公園等に設置している自治体もあるが、地域住民からの意見や家庭ごみの持ち込みの防止などの観点から、多くの自治体では公園等での公衆用ごみ容器は今後撤去していく方針であること、「ごみの持ち帰り」を推進していることなどについて情報を共有した。

<意見・提案のあった事項の例>

- ・公園等での公衆用ごみ容器の設置は抑制している・全て撤去(家庭ごみの持ち込みがみられるため)。公園に若干設置しているが、地域の意見等により撤去する方針(ただし、飲料用自動販売機に空き容器回収ボックスの設置を義務付けている。)
- ・基本的に、ごみ容器の設置はしていないが、市民が実施主体のイベント等に対して、ごみ容器の無料貸し出しや排出されたごみの回収等を実施
- ・ごみ容器を設置する場合には設定エリアの明確化(観光地やイベント開催地等)が必須 等

③ 環境省の統一分別ラベル導入検討事業に、検討会委員として参画

環境省主催の検討会(2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした3R推進に関する検討会)における統一分別ラベル導入の検討に、検討会委員及びオブザーバーとして、事務局会議メンバーの代表が参加した。

平成 28(2016)年 2 月までの間に、3 回の検討会が開催され、首都圏の大規模集客施設や公共交通機関等におけるごみ分別状況等を踏まえて、ピクトグラムや分別区分ごとの指定色を検討する方向性について議論を行った。

<環境省検討事業に関して意見・提案のあった事項の例>

- ・分別方法が類似するいくつかの自治体において、モデル的に統一容器を設置(実証事業)
- ・外国人観光客等どの国の人が見てもわかるデザインの工夫
- ・東京 2020 大会開催施設がある全ての自治体で、分別ラベルや分別種類を統一する必要
- ・設置したまわりにはフラワーポットをおくなどして明るい雰囲気にする。
- ・ごみの回収においても、統一的なデザインを利用する。
- ・どのような場所での使用を想定するか整理や処理方法も踏まえた検討 等

④ デザイン活用に関する勉強会の実施

街の美化対策等に関する検討に資するため、デザインに関する勉強会を実施し、海外の環境行政におけるデザイン活用の事例(フィラデルフィア市、クライストチャーチ市、ミラノ市及びミラノ万博における清掃車やごみ容器、分別表示等)に関して、首都大学東京の菊竹雪教授からレクチャーを受けた。

<今後の展開の方向性(来年度以降の取組の方向性)>

① 「街の美化」対策の推進

東京 2020 大会開催を契機として、日頃から実施している「街や集積所の美化」の取組のより一層の強化を図るとともに、海外からの来街者や宿泊者に向けたごみ排出のルールについてのわかりやすい啓発や情報提供を図っていくなど、まちづくりの観点も踏まえた更なる公共空間の美化活動についての検討を進めていく。

② 引き続き、環境省の統一分別ラベル導入検討事業へ参画

環境省の検討では、今後、平成 29(2017)年度までにデザインの選定やモデル事業の実施、ガイドラインの策定・普及が予定されている。このため、平成27(2015)年度に引き続き、区市町村の代表と都で、環境省の検討に参画していく。

(※「2(1)事業系廃棄物のリサイクル(3R)ルールづくり」の検討とも連携)

2 資源を無駄にしない（資源を大切に利用していく）取組

<目指す方向性・考え方>

資源利用に伴う世界的なリスクや東京の経済活動は他地域から供給される資源やモノに支えられていることを踏まえ、廃棄物として排出されるもののうち、更なるリサイクルが可能な資源を洗い出し、資源として大切に利用していく取組を推進する。

(1)事業系廃棄物のリサイクル（3R）ルールづくり

<目指す方向性・考え方>

オフィスビルや商業店舗が集積している都市東京において、業務系ビルから排出される廃棄物の更なるリサイクルを推進していく。

<これまでの検討状況>

- ① 「事業系廃棄物」のなかで「更なるリサイクルが可能と考えられる品目」についての認識共有
オフィスビルや商業施設等の業務系ビルから排出される事業系廃棄物のなかで、更なるリサイクル（分別収集、リサイクル・適正処理の推進等）が可能と考えられる品目について検討を行った。

<意見・提案のあった品目の例>

廃プラスチック類や、小型電子機器、蛍光灯、食品廃棄物、古紙（雑紙）等

- ② 「事業系廃棄物」対策に関する課題と今後の取組の方向性についての検討

各自治体における事業系廃棄物の排出者像について情報共有を行った。

排出段階では分別の方法が不統一で分かりにくいという状況がある一方で、収集運搬段階では効率化には限界があるという状況など、現状抱えている課題について情報共有を行った。

事業系廃棄物の更なるリサイクルを進めていくため、一般廃棄物に関する指導を行う区市町村と、産業廃棄物に関する指導を行う都が連携し、事業系廃棄物の3Rづくりに取り組んでいく必要性を確認した。

<今後の対応策に関して意見・提案のあった事項の例>

- ・排出事業者向けの分別基準やハンドブックの作成、統一分別ラベルの作成
- ・中小事業者を対象とした共同回収システムの構築
- ・一般廃棄物・産業廃棄物に関する指導方法についての情報共有・調整
- ・都内及び近隣県の資源化施設のデータベース化
- ・条例等による大規模建築物の所有者等への再利用率達成の義務付け
- ・小規模事業者については「家庭」と同様にみなす制度づくり
- ・各業態や事業者団体全体で組織的に3Rに取り組むよう誘導
- ・古紙（雑紙）の溶解処理によるリサイクルの推進 など

<今後の展開の方向性（来年度以降の取組の方向性）>

- ① 関係者間での認識共有の促進

関係事業者団体との意見交換を行い、排出事業者（業務系ビル）が目指すべき方向としての「基本原則となる分別方法」や「分別区分毎の処理方法」等について、認識共有を図ることを目指す。

- ② 検討ワーキンググループの立上げ ～東京にふさわしい事業系廃棄物の3Rに関するルールづくり

事業系廃棄物の3Rづくりを検討するための検討ワーキンググループを課長級ワーキンググループの下に別途立ち上げ、各自治体から提案された様々な対応策について検討を深め、東京にふさわしい事業系廃棄物の3Rに関するルールづくりを行っていく。ルールの検討に当たっては、リサイクルと適正処理の両面を考慮するとともに、コストや利便性、現場実態に十分に配慮する。

オフィスビルや商業施設等の業務系ビルから排出される事業系廃棄物に関する対策から検討をすすめる。その後、飲食店等の廃棄物の3Rを促進する方策についても検討していく。

また、検討にあたっては、現在、政府が平成 29(2017)年4月に導入を予定している消費税の「軽減税率」の適用による外食産業の資源循環対策への影響についても考慮していく。

(2)更なるリサイクルが可能な資源を廃棄物にしない取組

<目指す方向性・考え方>

一般廃棄物として排出されるもののうち、更なるリサイクルが可能な資源を洗い出し、廃棄物にしない取組を推進していく。

<これまでの検討状況>

①「更なるリサイクルが可能な資源品目」の存在及び取組案や課題等についての認識共有 「更なるリサイクルが可能な資源品目」と考えられる取組案や課題等について情報共有を行った。

<意見・提案のあった品目や取組案・課題の例>

- ・雑紙(ざつがみ)類
 - 可燃ごみに多く含まれており、更なるリサイクルの余地がある。
 - よりわかりやすい分別排出方法の周知強化や徹底の必要性、業界団体と連携したリサイクルに適さない素材(禁忌品)の特定と周知、新たな取組の検討 など
- ・古着・古布
 - 可燃ごみに含まれており、更なるリサイクルの余地がある。
 - 拠点回収・集団回収の更なる推進や分別排出を推進する新たなラベル、店舗やアパレルメーカー、業界団体との連携による新たな取組の検討 など
- ・食品・生ごみ・廃食用油等
 - 食品系のごみ(生ごみ等)は可燃ごみの多くを占めている。
 - 賞味期限到来前の未使用・未開封のまま廃棄される食品の削減(フードドライブの実施等(「3 食べ物を無駄にしない・処理時の環境負荷を軽減する取組(食品ロス対策等)」とも関連))や、先行自治体の事例・状況の把握や共有 等
- ・プラスチック類
 - 可燃ごみに含まれており、更なるリサイクルの余地がある。
 - 容器包装リサイクル法によるリサイクルが可能なものと、リサイクルが困難なもの(汚れがひどいもの等)に分けた対策の推進の必要性 等
- ・小型家電 回収量の増に向けた体制の検討
- ・不燃・粗大ごみのなかで、リユース等リサイクルが可能なもの
 - ピックアップ方法(場所や体制の構築等)や受け入れ先の検討・課題の整理 等
- ・鞆・靴・ベルト・ぬいぐるみ等
 - リサイクルルートにのせることができる可能性がある。
 - 拠点回収やモデル事業を実施している自治体の事例・状況の把握・共有 等
- ・剪定枝・落ち葉等 自治体回収量の把握とバイオマス利用の可能性の検討
- ・分別回収品目を増やす場合は、収集運搬体制全体の見直しが必要となるため、費用対効果の面(必要コストと売却益との関係等)での検討の必要
- ・市民の利便性を考慮した収集体制の検討(店舗やアパレルメーカー、業界団体との連携等)
- ・自らの区域内にリサイクル・処理可能な施設が存在しない場合の他区域との連携
- ・自治体間での施策情報を共有する仕組みづくり(ネットワークの構築) 等

<今後の展開の方向性(来年度以降の取組の方向性)>

① 先行事例の共有や共同広報の推進等

先行的に取り組んでいる自治体等の事例(取組・現状の課題等)の共有を推進していく。当該先行事例等を各自治体における施策化の参考としていくとともに、既存の取組の強化や店舗・メーカー・業界団体等と連携した新たな方策等についても検討していく。

また、それぞれが有する広報手段等を活用しながら、「更なるリサイクルが可能な資源があること」や「分別排出の必要性」等についての共同した広報を実施していく。

3 食べ物を無駄にしない・処理時の環境負荷を軽減する取組（食品ロス対策等）

<目指す方向性・考え方>

世界的に、飢餓の増加や気候変動の影響等に伴う食料供給の不安定化が懸念される一方で、大量に発生している食品ロス（食べられるにもかかわらず捨てられている食べ物。フードロス）の削減を推進していく。

ごみとして廃棄されるものについては、処理段階での更なる環境負荷の低減やリサイクルを推進していく。

<これまでの検討状況>

① 食品ロス対策への共同した取組の重要性等に関する認識共有

「食品廃棄物の発生をなくす」という観点からも、「発生抑制対策を強化する必要があること」、「共同キャンペーンの実施など共同して取り組んでいくこと」の意義や重要性について認識共有を図った。

食品ロスに関する共同広報等を進めていく際に、連携可能な各自治体の広報手段を確認した。

② 「食べられるにもかかわらず捨てられる食べ物」の発生を減らすために必要な取組案の検討

<意見・提案のあった取組案の例>

1) 家庭・消費者において ～推奨する取組例

- ・NPO等と連携したイベント等におけるフードドライブの実施（未利用食品を削減することへの意識の醸成）
- ・食品ロスを回避したことによる家計等への効果の「見える化」
- ・食品表示（「賞味期限」と「消費期限」等）に関する更なる意識啓発
- ・食品ロスの削減のために実施可能な取組の周知（共同PR・キャンペーンの実施等）
 - － 「持ち帰り」の前に、「食べられる分だけ注文する・食べ残さない」という意識の啓発
 - － 食品ロスになる可能性のあるものを買わない行動の促進（買い溜めしすぎない、必要なものだけを購入する、冷蔵庫の在庫確認を促す取組の全都での実施（例 毎月第1・3土曜日など）等）
 - － 賞味期限の近いものから購入する行動の促進
 - － 購入したものは使い切る・食べきる（皮も食べられる等）、防災備蓄品や冷蔵庫に余っている食材を利用したエコクッキング等の推進
 - － 店舗等と連携した、食品残さが多く発生しない調理方法の紹介
 - － 食品贈答に際しての、贈答先の家族構成やライフスタイル等を考慮する心がけ
 - － 消費（賞味）期限内であれば新しいものより時間が経ったものの方がおいしくなるものがある場合には、それに関する啓発や情報提供 等

2) 店舗等において ～店舗等に対する協力依頼事項や施策

- ・小盛メニューなどの適量注文メニューの設定
- ・いわゆる「量り売り」や「ばら売り」の推奨やいわゆる「見切り品」（割引サービス商品）の購入意欲が向上するような表示のあり方（値引き理由や品質に問題がないこと等に関する積極的な情報提供）
- ・廃棄処分するまでの期間の見直し
- ・市民向けの意識啓発に関する自治体等との連携
- ・すぐにごみになるものを売らない、という意識改革
- ・顧客への提供前や提供後に生じている食品残さ量の計量と、発生抑制の努力目標値の設定（仕入れ量の見直し等を含む。）
- ・職員等による店舗等への出張説明や店舗等を対象としたフードロスに関するセミナーの開催
- ・規格外野菜等の販売
- ・シェフや店舗での販売員等に対するフードロス問題の研修実施 等

3) 学校において

- ・学校給食や授業等を通じた「食育」の実施(「野菜はまっすぐが当たり前ではない」などの意識啓発や生徒の状況に応じた配膳の工夫等)
- ・エコクッキングなどの出前講座の実施等を通じた意識改革
- ・持続可能な開発のための教育(ESD)の展開
- ・都内での統一的な普及啓発教材の作成 等

4) その他必要な取組

- ・店舗や商店街、NPO(フードバンク等)、保健所等と連携した取組や、企業やNPOとのネットワークの構築
- ・ドギーバッグ(持ち帰り容器)の利用を図る際の留意点の整理や店舗側・消費者側での工夫
- ・地域での防災訓練で賞味期限前のもを提供し訓練に役立てるなどのイベントの実施 等

③ 「廃棄時の取組」として実施している対策の共有や、効果的と考えられる取組の検討

<意見・提案のあった取組案の例>

- ・家庭や飲食店等から排出される生ごみの水切り対策の推進(水切りグッズの配布等を含む。)
- ・バイオマスエネルギーとしての利用促進
- ・実施可能な家庭におけるダンボールコンポストやベランダでの堆肥づくり・乾燥化の推進 等

④ その他現時点から検討しておく必要がある事項の検討

<意見・提案のあった取組案の例>

- ・気候変動に伴う食料生産の困難の影響をふまえた、「食料の安全保障」に関する意識啓発
- ・カーボンフットプリント等の観点も踏まえた、可能な限り国産材を購入する意識の向上
- ・ビュッフェスタイルのホテルやコンビニ、飲食店での食品廃棄に関するより詳細な実態把握 等

<今後の展開の方向性(来年度以降の取組の方向性)>

① 食品ロス対策に関する共同キャンペーンの実施等

区市町村と都が連携し、それぞれが有する広報手段等を活用しながら、食品ロス問題や必要な取組を普及啓発する共同キャンペーンやシンポジウムの開催、NGO等と連携した取組等を実施し、家庭・消費者に対する意識啓発を促進していく。

家庭へ提案する対策の更なる検討や店舗等との連携策に関する検討を進め、取組可能な自治体から、具体的な取組の開始や自治体が策定する計画への反映等を行っていく。

また、学校給食や食育の授業等を通じた教育現場での普及啓発の更なる推進について、教育機関にも働きかけていく。

4 使い捨て型ライフスタイルの見直し（レジ袋対策等）

<目指す方向性・考え方>

多くの資源を消費し、また、東京の経済活動は他地域から供給される資源等に支えられていることを踏まえ、「使い捨て型ライフスタイルの見直し」対策を推進する。

<これまでの検討状況>

① 都内自治体等による連携した取組の重要性に関する認識共有と課題等の検討

使い捨て型ライフスタイル見直しの象徴としての「レジ袋の削減」に関しては、店舗や事業者団体等との共同が必要であり、そうした取組については、全区市町村と都・環境省等が連携して取り組んでいくことの重要性について認識共有を図った。

レジ袋削減対策の必要性や目的に関する考え方、対策実施上の課題、レジ袋削減対策以外のその他の使い捨て型ライフスタイルの見直し対策案について情報共有を行った。

使い捨て型ライフスタイルの見直しに関する共同広報等を行っていく際に、連携可能な各自治体の広報手段を確認した。

<レジ袋削減のための方策と課題等について意見・提案のあった事項の例>

- ・イベント等におけるマイバッグの配布やマイバッグ持参強化月間の設定、マイバッグ持参とレジ袋削減推進のための啓発キャンペーンの実施（廃棄物減量等推進員の協力を得て、スーパーの店頭等でのマイバッグ持参の啓発活動を実施する 等）
- ・市民へのレジ袋の受領辞退行動の呼びかけ
- ・フランチャイズチェーン協会等との連携
- ・コンビニエンスストアにおけるレジ袋削減に向けた取組促進の必要性和困難性
- ・スーパー等との協定の締結及びレジ袋削減の自主的取組（声かけ、有料化、割引制、ポイント制等）とレジ袋辞退率の自治体への報告依頼等の実施
- ・マイバッグ運動が常態化しているなかでの更なる普及啓発等のあり方
- ・自治体内の庁舎や関連施設に入居するテナント（店舗等）への取組要請の実施
- ・「海ごみ」対策と連携した「使い捨て型ライフスタイルの見直し」の推進
- ・カイロや保冷剤、コンビニにおけるコーヒーのプラカップ・紙コップの使い捨ても課題
- ・都内のすべての自治体が連携して取り組んでいくことの重要性 等

<今後の展開の方向性（来年度以降の取組の方向性）>

① 使い捨て型ライフスタイルの見直しに関する共同広報の実施等

区市町村と都が連携し、「一回かぎり使われる資源」利用を避ける、という観点での普及啓発を、それぞれが有する広報手段等を活用しながら、共同で実施していく。その際には、世界的な課題となっている「海ごみ」対策との関係も踏まえて行っていく。普及啓発等を行う際には、これまで推進してきているマイバッグやマイボトル、マイ箸運動等との連携も検討する。また、廃棄物を排出・処理する側だけでなく、製品の製造・流通・販売過程で資源を無駄にしない観点から業界に必要な要請をしていくことについても検討する。

また、自治体の関連施設（庁舎や関連施設）に入居するテナント（店舗）に対するレジ袋削減等に関する要請を共同で実施していく。

② 使い捨て型ライフスタイルの見直しに関する、都・都内区市町村・事業者団体・消費者団体等とのネットワーク（協議会等）の設立と協働した取組の推進

都内全体で使い捨て型ライフスタイル見直しに取り組んでいくため、都、都内のすべての区市町村及び事業者団体、消費者団体等とのネットワーク（協議会等）を構築し、レジ袋の有料化など具体的な取組に関する協定の締結や協働した取組を推進していく。

5 今後、課題認識・問題認識の共有化を図っていく必要がある事項

<目指す方向性・考え方>

超高齢化・人口減社会を見据えた廃掃法等に関する課題や望ましい将来像など、今後の資源循環行政の方向性に関する課題等を洗い出し、課題認識・問題認識の共有化を図っていく必要のある事項として整理する。

<これまでの検討状況>

① 超高齢化・人口減社会の到来を見据え、今後更なる検討が必要と考えられる取組案の検討

高齢化社会・人口減(世帯数減)等の状況変化を見据えて、検討が必要になると考える事項と必要な取組の方向性等について、検討を行った。

<意見・提案のあった取組案の例>

- ・高齢世帯(単身・複数世帯)が増加することによる、ごみ排出原単位の変化の分析
- ・不用品回収・遺品整理対策(高額請求等を行う一般廃棄物処理業の業の許可を持たない違法な業者への対応と適正な回収のあり方についての検討。都内自治体・都・環境省と連携し統一的な取扱いを検討・運用していく。等)
- ・大人用紙おむつへの対策の方向性の検討や、在宅医療廃棄物の適正処理
- ・分別排出や粗大ごみの排出が困難になる場合への対応策(高齢者や認知症発症者へのごみ出しサポートのあり方等を含む。)
- ・ごみ排出量が減少してきた場合の広域中間処理
- ・超高齢化・人口減社会が与える影響・課題を、「排出者側」「収集・運搬側」「中間処理・最終処分段階」に分けて検討する必要性 等

② 更なる検討が必要なその他の事項

<意見・提案のあった取組案の例>

- ・いわゆるごみ屋敷やそれに伴う不法投棄への対策(福祉部門との連携も含む。)
- ・資源制約・環境制約等の状況を踏まえた、持続可能な資源利用を図るための調達のあり方 等

<今後の展開の方向性(来年度以降の取組の方向性)>

① 検討ワーキンググループの立ち上げ

～グッドプラクティスの共有や望ましい取組の方向性の検討等

検討ワーキンググループを課長級ワーキンググループの下に別途立ち上げ、超高齢化・人口減社会の到来により想定されるごみ排出の変化や、重量のあるごみの搬出サポートなど現在先駆的に取り組まれているグッドプラクティス等の共有、今後新たに検討が必要な事項や方向性などを検討していく。区市町村で検討結果を共有し、取組可能な自治体から、具体的取組の開始や自治体が策定する計画への反映等を行っていく。

また必要な事項については、区市町村と都とが共同で国要望等を実施していく。

■ 区部における埋立処分量の更なる削減

<目指す方向性・考え方>

今ある埋立処分場を 50 数年間で埋立を完了させることなく、可能な限り長期にわたって使い続けていく。

<これまでの検討状況>

① 中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場の現状と課題に関する改めての認識共有

改めて、23区と都で、中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場の現状と課題についての認識共有を図った。

<認識共有を図った事項>

- ・23 区から排出されるごみの焼却灰等は、都の外側埋立処分場及び新海面処分場に埋め立てられている。
- ・都では、平成 24(2012)年度時点での残余容量は 10,554 万 m³で、「廃棄物等埋立処分計画」の計画数字のとおり推移すれば、50 年以上は使用できると見込んでいる。
- ・両処分場の埋立が完了した後の区部の一般廃棄物最終処分場については、23 区が確保・整備する。
- ・23 区内、東京港の海面についても、処分場を整備するスペースを確保することは極めて困難な状況である。
- ・23 区外の区域に整備することは、処分場となる地元の理解を得ることが非常に困難と考える。

② 今、排出されているごみの埋立処分量を減らすために必要な主な取組の検討

～収集段階・中間処理段階での取組～

1) 不燃ごみ処理残さのうち焼却可能なごみの処理について

現在、破碎処理し埋立てられている事業系の弁当がらに関しては、焼却処理を進めることにより埋立量の削減が可能であることから、焼却処理を行うことについての是非や考え方について意見交換を行った。

<意見・提案の例>

- ・弁当がらは、容器包装プラスチック類のため、資源化すべきである。
- ・家庭から排出される食品等が付着した容器包装プラスチック類については、各家庭で洗浄されたものを回収して資源化している。一方で、事業系から排出される弁当がらは、そのまま焼却していくという説明では、区民の理解は得られにくい、と考える。
- ・区においても資源化を前提とした焼却処理を検討している。等

2) 水銀含有ごみ混入の恐れがあるため焼却できない不燃ごみ処理残さの処理について

水銀含有ごみが不燃ごみとして排出された際、収集・運搬時の破損等により他の不燃ごみに水銀が付着することがあるため、焼却可能な不燃ごみ処理残さを焼却せずに埋立てているという現状である。こうした不燃ごみの処理残さの焼却を可能にするため、廃蛍光管等の水銀含有ごみの収集手法等について意見交換を行った。

<意見・提案の例>

- ・不燃ごみとして排出された後であっても、区側で水銀含有製品を選別することができれば、効果が出てくるのではないかと。
- ・水銀含有ごみのみを対象とした分別回収の区分を新たに設定すると、収集運搬の経費が新たに発生することになる。

- ・新たな回収区分を設けて収集することがより望ましいと考えるが、新たに経費的課題も生じるため、不燃ごみで排出していただいた後、蛍光管を抜き取っていく方法が効率的なのではないか。
- ・水銀含有ごみが清掃工場に搬入され、焼却されてしまうと、排気ガス中の水銀濃度の自己規制値遵守が困難となり、稼働停止となってしまう事態は避けたい。(点検や整備など新たな経費も要することになってしまう。)
- ・蛍光管については、それぞれ回収の手法は違うが、多くの区で分別に取り組んでいる状況にある。等

3) 焼却灰のセメント原料化の促進について

23区清掃一組が埋立量の削減のため取り組んでいる焼却灰の資源化については、埋立量を削減するための有効な手法であることから、処理計画の前倒し実施の可否や課題などについて意見交換を行った。

<意見・提案の例>

- ・原料化の推進には、セメント工場がある自治体の一般廃棄物処理計画の内容や受入側(セメント会社)の能力が影響する。
- ・受入側(セメント工場)の判断等もあるため、セメント原料化計画の前倒し達成等について現時点で言及することは困難である。
- ・セメントの原料化に関しては、23区内の清掃工場から排出される焼却灰の全量を処理することは、受入側の処理能力等の問題もあるため難しい。
- ・主灰のセメント化だけでなく、そもそも焼却できるごみを減らして主灰を減らす取組が重要である。
- ・清掃工場に持ち込まれる可燃ごみの組成調査では、紙が約46%(東京23区全清掃工場平均。湿ベース)であるため、この排出が削減できれば焼却灰も削減できるので効果的と考える。等

③ 最終処分場の大幅な延命化のための仕組みの検討

廃棄物の個別品目の削減等にとらわれることなく、ごみ減量・資源化を推進していくために有効と考えられる仕組みの案について、23区と23区清掃一組、都で提案を出し合った。

<提案のあった取組案の例>

- ・事業系一般廃棄物としてのプラスチック製容器包装の処分量削減
- ・事業系の紙類の再資源化
- ・水銀含有ごみの分別回収
- ・不燃・粗大ごみの資源化施設の設置
- ・陶器・ガラス・金属ごみ(不燃ごみ)資源化、粗大ごみ・不燃ごみの資源化
- ・中間処理施設における100%資源化できるスキームの検討
- ・粗大ごみの処分量削減
- ・デポジット制の導入
- ・家庭ごみ有料化
- ・減量目標(搬入枠)の設定及びインセンティブの導入
- ・弁当がらの扱い
- ・埋立処分場の搬入規制の導入
- ・超過・貢献金制度の勉強・視察会の実施
- ・「家庭」を単位とした最終処分量の見える化
- ・23区ごみ量比較の公表
- ・最終処分場の埋立残余年数等の可視化
- ・ごみ減量化に向けた23区統一アクションの実施

<今後の展開の方向性（来年度以降の取組の方向性）>

① 中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場の更なる延命化に向けて

23区から排出される廃棄物（一般廃棄物）について、排出段階及び収集運搬段階での減量・資源化を積極的に行い、最終処分に依存しない廃棄物処理体制を構築するため、23区、23区清掃一組及び都が連携して、取組の具体化に向けた検討を行い、取組を推進していく。

埋立処分場の現状や課題について、23区と都が共同して、区民への周知を図っていく。

② 不燃ごみ処理残さのうち焼却可能なごみの処理について

23区では、引き続き、資源化を前提とした、焼却処理を検討していく。

都では、2020年以前の出来るだけ早い時期に、一般廃棄物の廃プラ類の埋立を終了とする方向で検討していく。

（主な理由）廃プラスチックは単位体積あたりの重量が軽く、かさばることから、埋立容量が限られた処分場では埋立容量への負担が大きい。

生ごみの付着した弁当がらは、衛生面からも埋立を回避した方がよい。

③ 水銀含有ごみ混入の恐れがあるため焼却できない不燃ごみ処理残さの処理について

23区では、23区すべてが水銀含有ごみの埋立をしない取組をしていく方向で検討していく。

都では、2020年以前の出来るだけ早い時期に、廃蛍光管等の埋立を終了とする方向で検討していく。

（参考①）「水銀の処理等に関する検討会とりまとめ（平成24年2月）」

（構成委員：都、区、市、一組、学識経験者、業界団体等）

・都は23区と協議し、蛍光ランプについて、「不燃ごみ」ではなく、「有害ごみ」等としての収集方法を検討していく。期限を定め、埋立処分場での埋立処分をしないことを検討していく。

（参考②）「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」

（中央環境審議会。平成27年2月）

・市町村等による分別収集の徹底・拡大が適当である。（現在、全国の7割程度の市町村で個別の分別回収を実施）

・蛍光管、水銀体温計等を収集運搬する際は、他の廃棄物との混合しないよう区分し、破損しないよう行うことが適当である。

④ 焼却灰のセメント原料化の促進について

セメント原料化の取組による、埋立処分量の削減については、可能な限り前倒しで目標達成する必要がある。

なお、焼却灰を減らすためには、「焼却されるごみ」を減らすことが重要であるため、可燃ごみの組成から、資源化できる紙類を焼却せずに資源化すること等の取組が重要である。

⑤ 最終処分場の大幅な延命化のための仕組みの更なる検討

提案があった内容について、先行事例の勉強や意見交換を引き続き実施していく。

●参考資料

- 1 東京都からの提案（資源循環施策の今後の展開に向けた検討について）
- 2 今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会について（会則）
- 3 検討経過

東京都環境局

資源循環施策の今後の展開に向けた検討について(東京都からの提案)

2020年に予定されている東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京2020大会」という。)を契機に、東京の資源循環・廃棄物処理を一層持続可能なものへと発展させ、大会のレガシーとして次世代に残していくことが求められます。

都は今年度(平成26(2014)年度)中に「持続可能な資源利用」に向けた取組方針を策定し、今後の資源循環施策の方向性を示す予定ですが、併せて区市町村と都がこれまで以上に連携を深めて取り組んでいく必要があります。

つきましては、下記により、具体的な方策に関して区市町村と都が共同で検討、実施することを提案いたします。

記

1 当面の検討事項

東京2020大会を契機に、区市町村と都がこれまで以上に連携して推進を図るべき資源循環施策について

- (1) 効果的な資源有効利用や廃棄物発生抑制の更なる推進について
- (2) 業務用ビル等から排出される事業系廃棄物(事業系一般廃棄物及び産業廃棄物)のリサイクルの推進について
- (3) 区部における埋立処分量の更なる削減について
- (4) その他必要な事項

2 検討の方法

- (1) 上記の各事項について、23区代表、多摩地域市町村代表、島しょ地域町村代表及び東京都環境局の部長級職員から成る検討会を設置(必要に応じて課長級のWGを設置)し、情報共有を図りつつ具体的取組案を作成する。
- (2) 事務局は、特別区清掃リサイクル主管課長会、東京都市町村清掃協議会幹事会及び東京都環境局資源循環推進部の三者で分担する。
- (3) 上記1-(3)に関しては、23区と東京都の関係者のみで検討を行う。

3 検討スケジュール

- (1) 平成27(2015)年度中に第1回目の中間とりまとめを行う。
- (2) 合意が得られた事項については、順次、外部の関係者と協議しながら取組を進めていく。

以上

今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会について

(会則)

- 1 本会は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、区市町村と都がこれまで以上に連携して推進を図るべき資源循環施策に係る具体的な方策について、区市町村と都が共同で検討し実施することを目的とする。当面の検討事項として、次に掲げる事項について検討を行い、具体的取組案を作成する。なお、下記(3)に関しては、23区及び東京都で検討を行う。
 - (1) 効果的な資源有効利用や廃棄物発生抑制の更なる推進について
 - (2) 業務用ビル等から排出される事業系廃棄物(事業系一般廃棄物及び産業廃棄物)のリサイクルの推進について
 - (3) 区部における埋立処分量の更なる削減について
 - (4) その他必要な事項
- 2 本会は、「今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会」(以下、「検討会」という。)と称し、次に掲げる団体の関係部長をもって組織する(区市町村と東京都で協議のうえ、参加を求めることが必要と整理した関係者を含む。)。また、上記1の事項を検討するため、課長級ワーキンググループを設置する。
 - ① 23区代表、②多摩地域市町村代表、③島しょ地域町村代表、④東京都環境局
- 3 検討会及び課長級ワーキンググループでの検討事項を整理し各会議の資料を作成するため、事務局を設置する。事務局は、特別区清掃リサイクル主管課長会、東京都市町村清掃協議会幹事会及び東京都環境局資源循環推進部の三者で分担する。
- 4 検討会、課長級ワーキンググループ及び事務局のメンバーは別紙のとおりとする。また、各会議の庶務は、東京都環境局資源循環推進部が分担する。
- 5 合意が得られた事項については、順次、外部の関係者と協議しながら取組を進めていく。
- 6 会議開催の都度、開催日と議事要旨を記載した議事録を作成する。会議資料及び議事録について情報開示請求があった場合には、各自治体は、各自治体における情報公開条例の規定等に則して対応する。

別 紙

検討会 (部長級 会議)	23区	1	当年度 区部長会 会長	
		2	当年度 区部長会 副会長	
		3	当年度 区部長会 副会長	
	多摩地域	1	東京都市町村清掃協議会 当年度会長	
		2	東京都市町村清掃協議会 次年度会長	
		3	東京都市町村清掃協議会 次々年度会長	
	島しょ地域	1	最終処分場に関する作業部会 正幹事	
	東京都	1	東京都環境局 資源循環推進部長	
		2	東京都環境局 調整担当部長	
	(計)	9		
課長級WG	23区	1	当年度 区課長会 会長	
		2	当年度 区課長会 副会長	
		3	当年度 区課長会 副会長	
		4	前年度 区課長会 会長	
		5	前年度 区課長会 副会長	
		6	前年度 区課長会 副会長	
		7	次年度 区課長会 会長	
		8	東京 23 区清掃一部事務組合 総務部事業調整課長	
		9	東京 23 区清掃一部事務組合 施設管理部管理課長	
	多摩地域	1	東京都市町村清掃協議会 当年度常任幹事(会長自治体)	
		2	東京都市町村清掃協議会 当年度幹事(第1ブロック)	
		3	東京都市町村清掃協議会 当年度幹事(第2ブロック)	
		4	東京都市町村清掃協議会 当年度幹事(第3ブロック)	
		5	東京都市町村清掃協議会 当年度幹事(第4ブロック)	
		6	東京都市町村清掃協議会 当年度幹事(第5ブロック)	
		7	東京都市町村清掃協議会 当年度幹事(第6ブロック)	
		8	東京都市町村清掃協議会 当年度幹事(次期会長予定自治体)	
		9	東京都市町村清掃協議会 当年度幹事 (全国都市清掃会議関東地区講義会幹事市)	
		10	三多摩清掃施設協議会 常任幹事	
		11	八王子市(中核市)	
	島しょ地域	1	最終処分場に関する作業部会 正幹事	
	東京都	1	東京都環境局 資源循環推進部 計画課長	
		2	東京都環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課長	
		3	東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課長	
		4	東京都環境局 資源循環推進部 埋立調整担当課長	
		5	東京都環境局 資源循環推進部 資源循環推進専門課長	
	(計)	26		
	事務局	23区	1	当年度 区課長会 会長
			2	当年度 区課長会 副会長
			3	当年度 区課長会 副会長
			4	次年度 区課長会 会長
		多摩地域	1	東京都市町村清掃協議会 当年度 会長
			2	東京都市町村清掃協議会 次年度 会長
3			東京都市町村清掃協議会 次々年度 会長	
東京都		1	東京都環境局 資源循環推進部 計画課長	
		2	東京都環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課長	
		3	東京都環境局 資源循環推進部 埋立調整担当課長	
		4	東京都環境局 資源循環推進部 資源循環推進専門課長	
(計)	11			

(平成 28 年2月現在)

検 討 経 過

●平成26（2014）年度

- ・11～12月 東京都から「資源循環施策の今後の展開に向けた検討」について区市町村へ提案
- ・2月19日 事務局会議（第1回）（議題）今後の検討の進め方等について
- ・2月下旬～3月中旬 「区市町村と東京都がこれまで以上に連携して推進を図るべき資源循環施策」の事項案の検討（提案調査）
- ・3月26日 検討会（第1回）（議題）今後の検討の進め方等について

●平成27（2015）年度

- ・5月13日 事務局会議（第2回）（議題）検討項目案の検討等について
- ・5月22日 課長級WG（第2回）（議題）検討項目案の選定等について
- ・6月2日 検討会（第2回）（議題）検討項目案の選定等について
- ・7月6日 事務局会議（第3回）（議題）各検討項目の検討の方向性等の検討について
- ・7月17日 課長級WG（第2回）（議題）各検討項目の検討の方向性等について
- ・7月下旬から9月上旬 本検討会において共同で検討を行う事項に係る具体的取組案の検討（提案調査）
- ・10月16日 事務局会議（第4回）
（議題）これまでの検討状況と今後の展開の方向性(案)について(中間のまとめ(素案)の検討)
- ・11月5日 課長級WG（第3回）
（議題）これまでの検討状況と今後の展開の方向性(案)について(中間のまとめ(素案)の検討)
- ・11月16日 検討会（第3回）
（議題）これまでの検討状況と今後の展開の方向性(案)について(中間のまとめ(素案)の検討)
- ・1月22日 事務局会議（第5回）
（議題）「中間のまとめ(案)」について
- ・2月2日 課長級WG（第4回）
（議題）「中間のまとめ(案)」について
- ・2月15日 検討会（第4回）
（議題）「中間のまとめ」について